

令和6年度 介護人材確保育成事業 のご案内

あなたの
「なりたい」
応援します



目 次

- | | |
|----------------------------|-------------|
| 介護事業所の求人活動を応援 | |
| I 介護事業所求人活動支援事業 | 1ページ |
| 介護職のキャリアアップを応援 | |
| II 介護人材育成支援事業 | 2ページ |
| 高校卒業・UI ターン等での就職を応援 | |
| III 介護従事者ふるさと就職応援事業 | 4ページ |
| 大学・専門学校等での学びを応援 | |
| IV 介護従事者養成修学資金貸与事業 | 6ページ |
| 市内での研修開催を応援 | |
| V 介護人材養成研修助成事業 | 8ページ |

詳しくは、市ホームページ

(<https://www.city.itoigawa.lg.jp/9111.htm>)もご覧ください。



糸魚川市

検索



令和6年4月1日現在
糸魚川市福祉事務所



目的	市内で介護事業所を運営する法人が、介護職員（専ら事務的業務に従事する職員を除く）の求人を行う経費の一部を補助することで、求人活動の促進と介護職員の確保を図ります。
対象者	市内で介護サービス事業所を運営する法人
補助額	補助対象となる求人活動に要した経費の2分の1の額 ※申請年度ごとに1法人あたり10万円を上限とし、100円未満の端数は切り捨て
補助対象となる求人活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求人チラシの作成及び折込 ・ 養成学校等への訪問 ・ 職場見学、体験会等の開催 ・ 市の広報、ホームページの有料広告（求人目的に限る） ・ 求人説明会の開催、合同求人説明会への参加 ・ 上記の求人活動により採用した職員の就業準備に係る経費 ・ 有料職業紹介、仲介サイトの手数料 ・ 求人活動に用いるパンフ等作成 ・ 動画、ホームページの作成 
補助の申請	<p><申請期間> 求人活動を開始しようとする日の30日前まで ※ただし、急を要する場合、やむを得ないと認める場合は前日まで</p> <p><提出書類> ・ 補助金交付申請書（様式第1号）</p>
実績報告	<p><実績報告> 事業が完了した日から30日か申請年度の3月31日のいずれか早い日まで</p> <p><提出書類> ・ 実績報告書（様式第2号）</p>
	<p><申請の流れ></p> <div style="text-align: center;"> <p>各法人において求人活動を企画</p> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">介護事業所求人活動支援補助金申請</div> <p>↓</p> <p>(交付決)</p> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">求人活動の実施</div> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">実績報告</div> <p>↓</p> <p>(補助金支払)</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  <p>30日前 ※求人活動が急を要する場合は、前日まで</p> <p>30日以内 ※または、3月31日まで</p> </div>



目 的	<p>市では、介護従事者の資格受験料及び研修受講料の一部を助成することにより、介護従事者の技術向上と福祉事業所への就職を促進し、介護従事者を確保することを目的とします。</p>	
対象となる 資格・研修	ア 試 験	<input type="checkbox"/> 社会福祉士試験 <input type="checkbox"/> 介護福祉士試験 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員実務研修受講試験
対象となる 資格・研修	イ 研 修	<input type="checkbox"/> 介護職員初任者研修 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員実務研修 <input type="checkbox"/> 介護福祉士実務者研修 <input type="checkbox"/> 主任介護支援専門員研修 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員・主任介護支援専門員更新研修 <input type="checkbox"/> ワークサポートケアマネジャー養成研修 (更新研修及びワークサポートケアマネジャー養成研修は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所に勤務する方・これからしようとする方等に限りま)
対 象 者	<p>市内の介護事業所従事者及び従事希望者で上記の試験を受験又は研修を受講し、以下の要件を全て満たす方(市外の方で市内の事業所に勤務している方も申請できます)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税を滞納していないこと ・糸魚川市補助金等交付規則第4条第3項に規定する暴力団員等でないこと 	
助成対象経費	<input type="checkbox"/> アの試験：受験料 <input type="checkbox"/> イの研修：受講料 ※受験料又は受講料の振込手数料、交通費等は除きます。	
助 成 額	<input type="checkbox"/> アの試験 受験料の7/10の額(100円未満切り捨て) <input type="checkbox"/> イの研修 受講料の1/2の額(100円未満切り捨て。上限50,000円)	
助 成 回 数	<input type="checkbox"/> アの試験 同一の試験に対する助成は、5年間で3回までを限度とします。 <input type="checkbox"/> イの研修 同一の研修に対する助成は1回を限度とします。 (介護支援専門員・主任介護支援専門員更新研修は回数制限なし)	
補 助 の 申 請	<p><申請期間></p> <input type="checkbox"/> アの試験 <u>受験票を受け取った日から受験日以降1か月以内</u> <input type="checkbox"/> イの研修 <u>研修の修了日から1か月以内</u>	

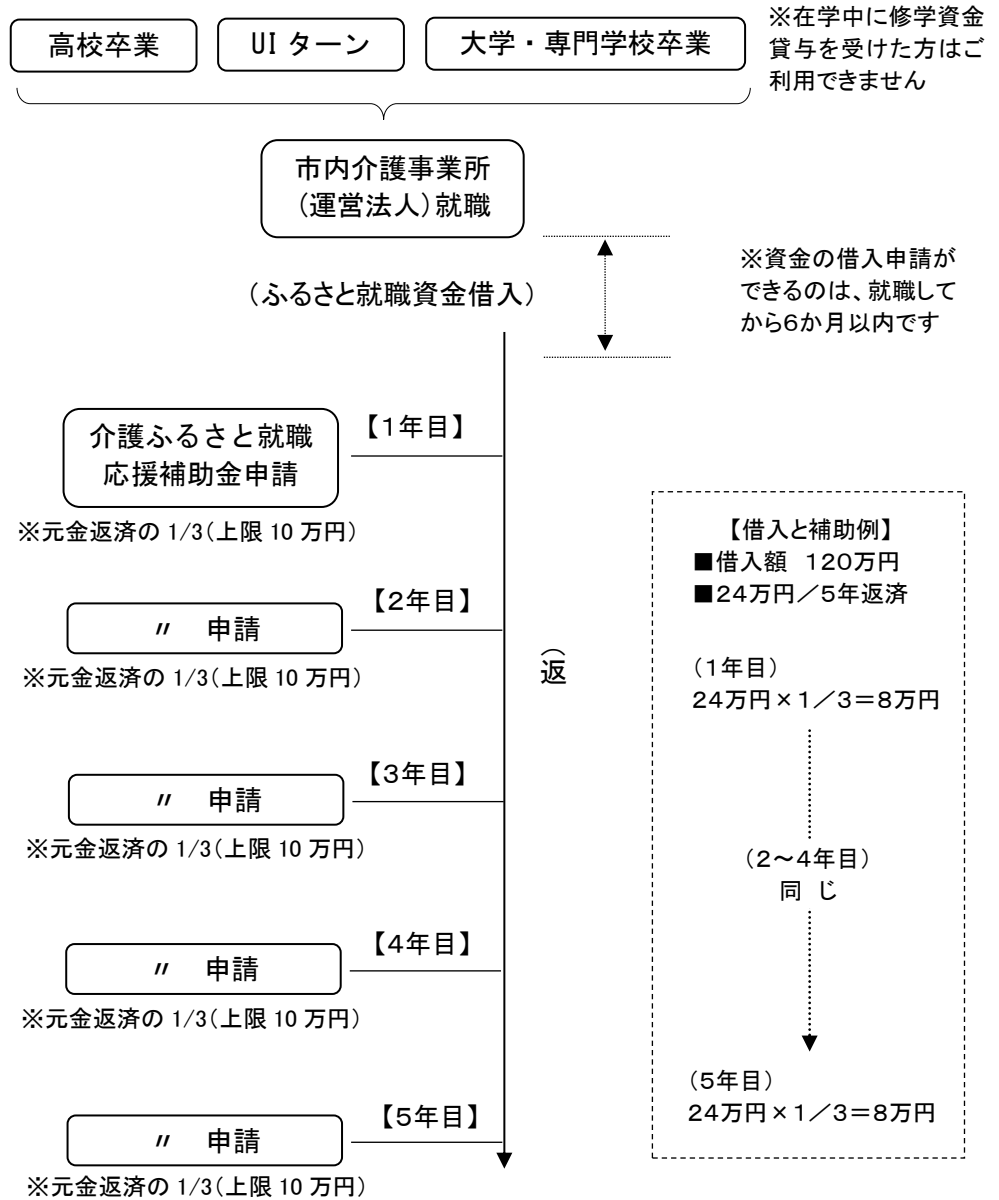
	<p><提出書類></p> <p>申請書に以下の書類を添えて提出してください。</p> <p>□アの試験 受験票の写し、経費を明らかにする書類の写し</p> <p>□イの研修 研修の修了証の写し、経費を明らかにする書類の写し</p>
<p>補助の申請</p>	<p><申請の流れ></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【資格試験の受験料補助】</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【研修の受験料補助】</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">申請書提出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">交付決定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">補助金振込</p>
<p>決定及び通知</p>	<p><提出先></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所 介護保険係 ・能生事務所又は青海事務所 <p>介護人材育成支援事業補助金交付要綱により審査のうえ決定し、通知します。</p>
<p>その他</p>	<p>本制度と国の教育訓練給付金を同時にご利用になりたい場合は、あらかじめご相談ください。（国の教育訓練給付金の計算が異なる場合があります。）</p>



目 的	市の「ふるさと就職資金」を借入して、市内の介護事業所に就職した場合、返済元金の一部を補助することで、介護従事者の確保と介護人材の地元定着を促進します。											
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・市の「ふるさと就職資金」（貸付期間が 36 月以上に限る）の貸付を受けている方で市内の介護事業所に勤務している方 ・市の「介護従事者修学資金貸与事業」による貸与を受けていないこと ・市税を滞納していないこと 											
補 助 額	<p>ふるさと就職資金の元金返済額の 3 分の 1 の額</p> <p>※申請年度ごとに 10 万円を上限とし、100 円未満の端数は切り捨て</p> <p>※事業所に勤務していない月があるときは、その月の返済額を除く</p>											
補 助 の 申 請	<p><申請期間> 申請年度の 3 月 31 日まで</p> <p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書兼実績報告書 ・申請年度における元金返済額が分かる書類の写し (例：融資返済予定表の写し+返済額が確認できる通帳の写し) ・申請年度における介護保険事業所の就業証明 <p><提出先> 糸魚川市役所 1 階 福祉事務所 介護保険係</p>											
【参考】 ふるさと 就職資金	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>貸付対象</th> <th>貸付額</th> <th>貸付利率</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規学卒者</td> <td rowspan="2">200万円以内</td> <td rowspan="3">年利 1.35%</td> <td rowspan="3">5年以内</td> </tr> <tr> <td>単身UIターン者</td> </tr> <tr> <td>家族UIターン者</td> <td>400万円以内</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> </div>	貸付対象	貸付額	貸付利率	貸付期間	新規学卒者	200万円以内	年利 1.35%	5年以内	単身UIターン者	家族UIターン者	400万円以内
貸付対象	貸付額	貸付利率	貸付期間									
新規学卒者	200万円以内	年利 1.35%	5年以内									
単身UIターン者												
家族UIターン者	400万円以内											

手続きの流れ

<申請の流れ>

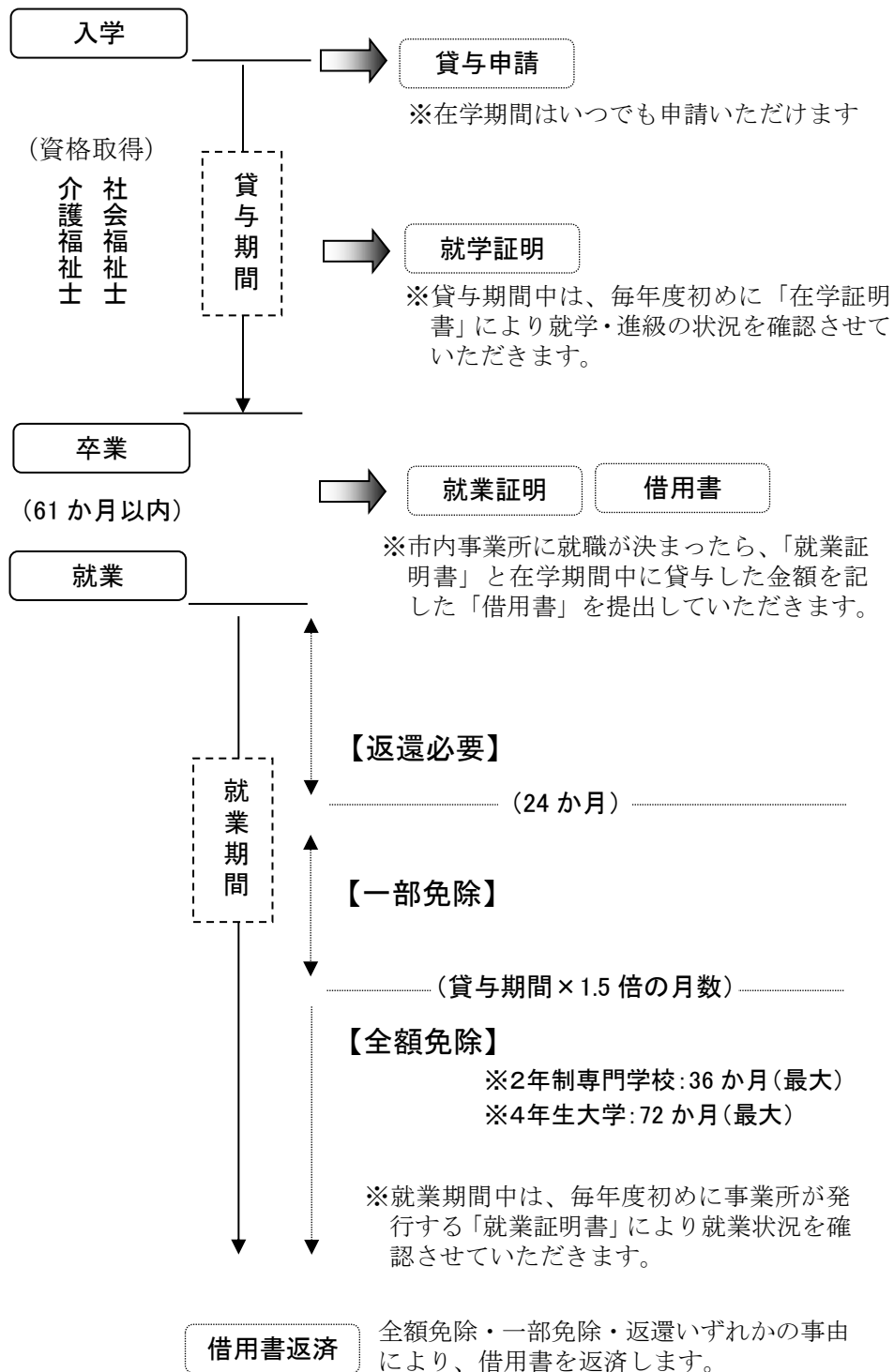




<p>目 的</p>	<p>将来市内で介護従事者として、業務に従事しようとする方に修学資金を貸与することにより、介護従事者の確保と養成を支援し、地域福祉の充実を図ります。</p>
<p>修学中に取得 が必要な資格</p>	<p><input type="checkbox"/> 社会福祉士 福祉に関する相談、指導、そのほかの援助業務を行なう専門職の国家資格 <input type="checkbox"/> 介護福祉士 専門的知識と技術をもって、心身の状況に応じた介護を行なうとともに、介護に関する指導を行う専門職の国家資格</p>
<p>対 象 者</p>	<p>養成施設（大学・専門学校）を卒業した日の翌月から、61か月以内に市内で介護従事者として業務に従事しようとする方（市外在住の方も利用できます）</p>
<p>貸与する 修学資金の額</p>	<p>一人につき 月額3万円又は5万円（申請時に選択してください） ※修学期間中、1回に限り変更することができます。</p>
<p>貸与期間</p>	<p>貸与することを決定した日の属する月から、養成施設を卒業する日の属する月まで</p>
<p>貸与の申請</p>	<p>申請にあたり連帯保証人2人を立てて、次の書類を市役所又は各事務所に貸与を受けようとする月の中旬をめぐりに郵送又は持参により提出してください。申請は随時受け付けています。 《提出書類》 申請書、在学証明書、誓約書、履歴書、印鑑証明書（連帯保証人の方）、納税証明書</p>
<p>返還の免除</p>	<p><input type="checkbox"/> 市内で介護従事者として業務に従事した期間の月数が修学資金の貸与を受けた月数の2分の3（1.5倍）の月数に達したときは返還が免除されます。 <input type="checkbox"/> 貸与を受けた月数が17月以上の方で、市内で介護従事者として業務に従事した期間の月数が24か月以上、修学資金の貸与を受けた月数の2分の3（1.5倍）の月数未満の場合は、一部返還が免除されます。</p>
<p>返還の義務</p>	<p><input type="checkbox"/> 養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して37か月以内に市内で介護従事者として業務に従事することができないとき <input type="checkbox"/> 市内で介護従事者として業務に従事した期間の月数が修学資金の貸与を受けた月数の2分の3（1.5倍）の月数に達しなかったとき <input type="checkbox"/> 退学、停学等により貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき <input type="checkbox"/> 返還となった場合の修学資金の利息 年2.3%。</p>

手続きの流れ

<手続きの流れ>



V 介護人材養成研修助成事業

市内で介護職員養成研修を実施する研修指定事業者に対し、当該研修に係る経費を支援することで、研修機会の確保を図ります。

1 対象

事業者	研修
市内で右記の研修を実施する 介護養成研修指定事業者	・介護職員初任者研修 ・生活援助従事者研修 ・介護福祉士実務者研修

2 対象となる経費

・人件費、報償費、旅費、消耗品費、燃料費印刷製本費、通信運搬費、手数料、使用料及び賃借料等

3 申請期間

研修開催日の1か月前までに申請(令和6年1月31日まで)

4 補助金額

対象経費の10/10(上限30万円)

※補助対象経費から受講料やその他収入を控除した額となります。

※1事業者につき年度内で2回まで。

対象経費	本補助金
	受講料 その他収入
(支出)	(収入)



本制度を活用して、市内で介護職員養成研修が開催される場合は、研修実施事業者のほか、市からも受講の案内をいたします。



問 合 先 (兼 申 請 先)

糸魚川市 市民部 福祉事務所 介護保険係

〔TEL〕 025-552-1511 〔FAX〕 025-552-8250

〔E-mail〕 fukushi@city.itoigawa.lg.jp

書類の様式:市ホームページからダウンロードまたは福祉事務所にて配置

【市ホームページ】 <https://www.city.itoigawa.lg.jp/9111.htm>

糸魚川市

検索